

マイナンバーカードを利用した転出届

(転出時)

- ・この届出ができるのは、同一世帯の全部もしくは一部の方が転出される場合で、転出される方の中にマイナンバーカードの交付を受けている方がおられる場合に限りです。
- ・マイナンバーカードは、新住所で転入届を行う際に必ず必要となりますので、カードを郵送しないでください。
- ・この届出は、京田辺市を転出されて14日以上経過している場合は受付できません。

(転入時)

- ・転入先の市区町村で転入届を行う際には、マイナンバーカードを持参してください。その際、4桁の暗証番号の入力も必要です。署名用電子証明書を搭載している場合、6桁以上16桁以内の暗証番号の入力も必要です。
- ・世帯員全員分のマイナンバーカードを転入先にご持参ください。

(あて先) 京田辺市長

記入をした日	年 月 日	申 請 者	
転出予定年月日	年 月 日	日中の連絡先	() ー

新住所		世帯主	
旧住所	京田辺市 番地 (方書)	世帯主	
本 籍		筆頭者	

異動される方（全員をご記入ください。世帯主の方が転出される場合も記入してください）

	振り仮名	生 年 月 日	性 別	続 柄	マイナンバー カードの有無
	氏 名				
1		年 月 日	男・女		有・無
2		年 月 日	男・女		有・無
3		年 月 日	男・女		有・無
4		年 月 日	男・女		有・無
5		年 月 日	男・女		有・無

※日中の連絡先を必ず記入してください（不備等があった場合、手続きができないことがあります）。

※ご本人様確認を行いますので、申請者の本人確認ができる書類（運転免許証・パスポート・マイナンバーカードなど）のコピーを同封してください。

送付先 〒610-0393 京都府京田辺市田辺80番地 京田辺市役所 市民年金課戸籍住民係
電話 0774-64-1330